平成２６年（フ）第９５号
北海道旭川市豊岡15条６丁目７番４号　ソシアⅡ　Ｂ　111号
破産者　中田　　学
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９４号
横浜市鶴見区東寺尾５丁目５番43―505号
破産者　小松　伸子
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５０号
神奈川県藤沢市円行２丁目22番地の10　ウエストヒル湘南台403
破産者　照屋ダニエルこと　テルヤ　ツカザン　ダニエル
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２８号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目２番31号
破産者　吉澤　　章
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１号
相模原市緑区太井398番地５
破産者　石井　文男
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２１号
新潟県新発田市中曽根町３丁目４番２号　ハイツマツカワＣ102、前住所新潟県新発田市西園町２丁目９番２号
破産者　梅井　　悟
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第５５５号
静岡県御殿場市東田中字二ノ岡1959―41　ロイヤルスウェーデンテラス110号、住民票上の住所静岡県沼津市本字下河原町465番地
破産者　山内　一芳
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７２号
静岡県沼津市下香貫柿原2834番地の12　サンハイツ柿原102号
破産者　杉山　寛壽
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７４号
静岡県沼津市下香貫柿原2834番地の12　サンハイツ柿原102号
破産者　杉山　展重
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５９号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字中溝117番地の１、破産手続開始決定時の住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字里60番地の13
破産者　藤田　隆水
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
京都府長岡京市今里３丁目９番２号
破産者　安井　　学
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３０４号
京都市上京区今出川通七本松西入上る毘沙門町496番地４　江崎ビル301号
破産者　吉尾賀奈子（旧姓河合）
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
奈良市南永井町365番地の４
破産者　川端　　紘
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７３号
広島県呉市西鹿田２丁目18番４号
破産者　カワニシ装飾こと　川西嘉壽郎
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１３号
広島県竹原市下野町2652番地12
破産者　山中測量設計こと　山中　誠治
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第８１号
山口県周南市大字須々万本郷334番地の１、住民票上の住所山口県周南市大字須々万奥168番地の２
破産者　福本　浩生
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５２号
山口県熊毛郡田布施町大字波野178番地３波野団地住宅東棟101号
破産者　藤山佳代子
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第３８８号
高知市本町３丁目６番40号
破産者　北村　卓基
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８号
長崎県長崎市樺島町８番２号
破産者　長村　貞子
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係